(3)　新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※報告時の前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までに増加した従業員の職種を記載すること。
※職業分類は日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。
(4)　整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数
注）地域再生法施行規則第7条各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分／時期	認定時	報告時	増減
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における従業員数を記載すること。
※計画により業務部門が拡充等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

3　支援措置の活用実績

支援措置内容	活用の有無	
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	□有	□無
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	□有	□無
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	□有	□無

注　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附　則

この府令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年八月十日）から施行する。

省　令

○総務省令第六十九号

国勢調査令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百八十七号）の施行に伴い、並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項並びに国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）第六条第四項、第七条第三項、第八条第二項、第九条第三項、第十一条、第十一条の三、第十二条の二第一項第二号及び第二項第二号並びに第十二条の三第一項第三号及び第四項の規定に基づき、国勢調査施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月七日　　総務大臣　山本　早苗

国勢調査施行規則等の一部を改正する省令

（国勢調査施行規則の一部改正）

第一条　国勢調査施行規則（昭和五十五年総理府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（調査関係書類）

第二条　令第六条第四項の総務省令で定める調査関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　調査世帯一覧（市町村長が、令第八条第一項の規定により設定し、又は同条第二項の規定により修正した調査区（以下この条において「調査区」という。）ごとに、当該調査区の区域内に住居を有する世帯（自衛隊の営舎内及び矯正施設（令第二条第一項第五号に掲げる刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院をいう。次号において同じ。）内の世帯を除く。）の情報を記載した書類をいう。）

二　調査単位一覧（調査区ごとに、当該調査区の区域内に住居を有する世帯（自衛隊の営舎内又は矯正施設内の世帯に限る。）の情報を記載した書類をいう。）

三　調査区要図（調査区ごとに、当該調査区の区域内に住居を有する世帯の所在地を記載した図面をいう。）

2　前項各号に掲げる調査関係書類の様式は、総務大臣が定める。

第三条の見出しを「（国勢調査指導員証及び国勢調査員証並びに委託管理団体証の様式）」に改め、同条中「別記様式第二号」を「別記様式第一号」に、「別記様式第三号」を「別記様式第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　令第十二条の三第四項の規定により読み替えて適用される令第七条第三項の総務省令で定める委託管理団体証の様式は、別記様式第三号とする。

第四条を次のように改める。

（調査票の様式）

第四条　令第九条第三項の総務省令で定める調査票の様式は、別記様式第四号とする。

第五条中「実施年」を「調査年」に、「十月二十五日」を「十月二十一日」に改める。

第六条中「実施年」を「調査年」に、「十月二十六日」を「十月二十二日」に改める。

第七条を次のように改める。